

職場における熱中症対策の強化について

近年の猛暑の影響で増加している熱中症の重篤化による死亡事故を防止するため、厚生労働省から、労働者を雇用するすべての事業者に対して、労働者への熱中症対策を義務付ける省令（労働安全衛生規則の一部を改正する省令）が令和7年4月15日に公布されました。

施行は令和7年6月1日からで、対象作業及び義務化される内容は下記のとおりです。

対象作業

- ・暑さ指数28以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超える作業

義務化される内容

- ①熱中症の自覚症状や疑いのある人がいた場合、報告するための連絡先や担当者を事務所ごとに定めること
- ②作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じた医師の処置や診察など症状の悪化防止に必要な内容や手順を事業所ごとに定めること
- ③①及び②の対策の内容を労働者に周知すること

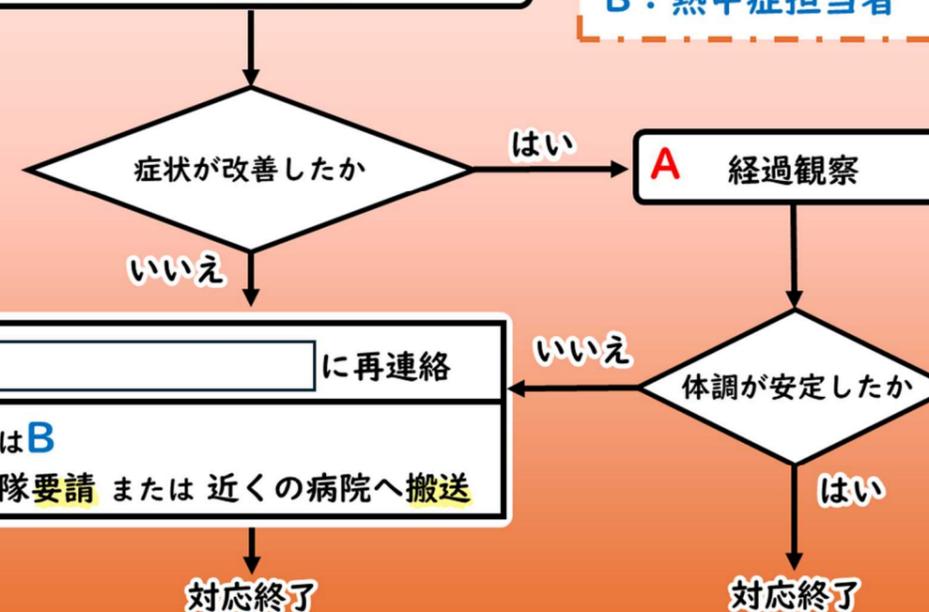
対象者は上記義務に対応するため、右側の『「熱中症」対応フロー』を記載し、よく見える場所に掲示・従業員に周知してください

作成日： 年 月 日
作成者：

「熱中症」対応フロー

- A・熱中症発症または熱中症患者発見
- ・B に連絡
- ・作業を中断して応急処置

A：あなた
(発症者・発見者)
B：熱中症担当者



熱中症のおそれがある時の連絡体制

① 熱中症担当者

担当者：

TEL：

- ・上記連絡先に連絡がつかない時は
応急処置や救急隊要請を優先し、
事後に連絡すること。

② 救急・近隣病院

救急隊要請

119番!

近くの病院：

住所：

TEL：

仕事が終わった後でも、体調が悪化したと感じたら、すぐに救急隊を呼んでください！
(熱中症は回復後に症状が悪化するケースがあります！)

※本資料は厚生労働省が提示しているものを参考に農業現場に沿うよう、農林水産省にて作成しています。